

火災時に特化した非常時の行動に関し、写真や図を用いて補足説明を加えました。

■火災時の初動と避難

西浦防災会会長代行のご努力により、ハイムの防災マニュアル(案)が整備されました。是非、精読されて十分な備えをして頂きたいと思います。

ハイムは火事さえ起きなければ、大震災を被災したとしても安心して過ごせると思います。しかしながら平日の日中は、ご主人やお子様がお仕事や学校に出かけ、奥様やご年配の方々の在宅が多いと思います。特に、奥様は、装置や設備を苦手に思われる方が多いと思います。

そこで、一番動転しやすい火災時の初動(消火設備を使用)と避難について補足説明を纏めてみました。8月に予定しています消防訓練では、消火器や屋内消火栓の使い方を勉強しますので、是非多くの方々に参加して頂きたいと思います。

非常時の行動は、大きく3つに分類されます。①通報、②初期消火、③避難です。

○火災時の初動

①通報

- ・ 近隣に大声で知らせる
- ・ 消防署に通報 (川崎市消防本部 HP より引用)

● 火災の通報例

119番受付員	通 報 者
火事ですか、救急ですか？	火事です。
場所はどこですか？	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号です。
何が燃えていますか？	〇〇が燃えています。
あなたの名前と今かけている電話の番号を教えてください。	私の名前は〇〇〇〇です。 電話番号は〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇です。

- ・ 管理事務所に連絡 (室内のインターフォン)



②初期消火

1. 消火器による消火

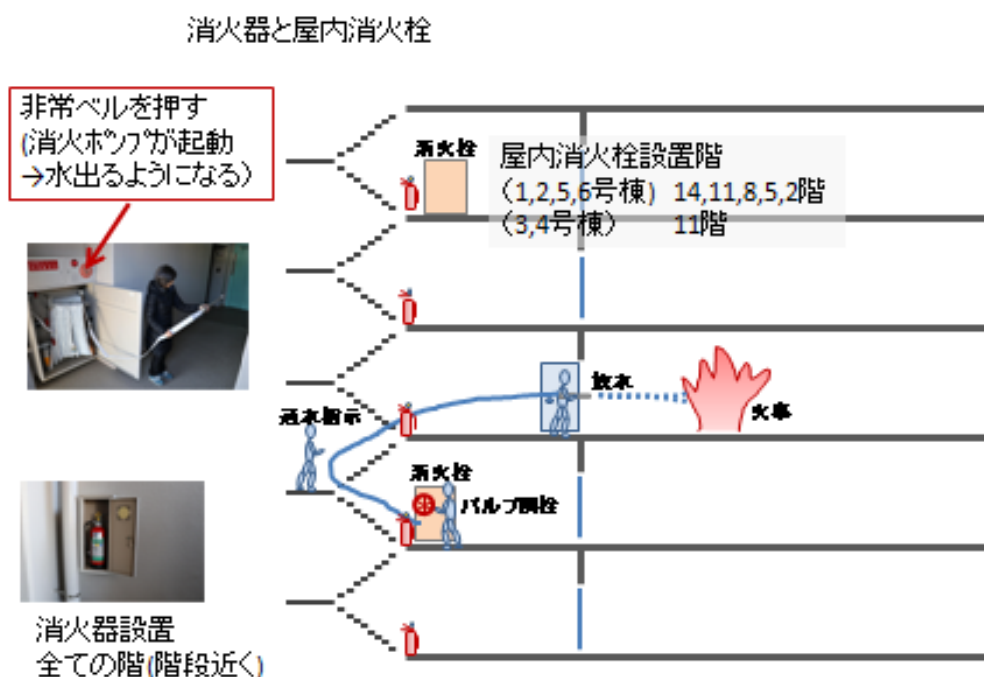
消火器の置き場所は、各階の踊り場に置いてあります。何処にあるか確認しておきましょう。

消火器の使い方は、横浜市消防局のホームページの内容が詳しく大変参考になります。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/seikatsu/shokishouka/shoukaki.html> を参照願います。

2. 屋内消火栓による消火

屋内消火栓は、3名以上で消火活動するのが望ましいです。消火イメージを下図に示します。



③避難・・・火炎が天井まで達したら避難。(命を守る)

その際、ガスの元栓を閉め、ドアは鍵をかけずに閉めて避難(煙の流出防止)して下さい。

エントランス会の内、一人で避難できない人がいたら介助をしましょう。自室の階段を用いて避難できない場合は、次に説明致します。

○火災時の避難

- ・ 階段による地上階への避難が基本です。しかしながら、階段が火炎や煙で避難できない場合は、隣の階段に移動しなければなりません。その時は隣の階段に移動し地上階に避難する事になります。

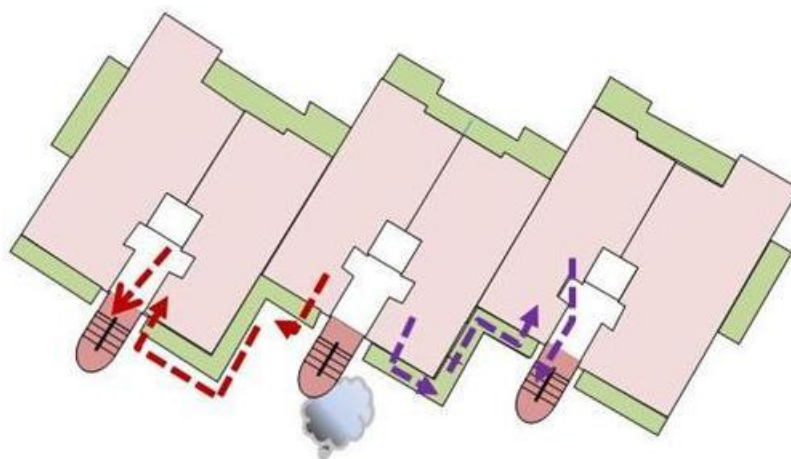
1. 1,2,5,6号棟の場合、北側の仕切り板を破って隣家に移動

※消防法上、避難の為にこの付近に物を置いたりしない事が重要



2. 隣室から隣の階段に移動

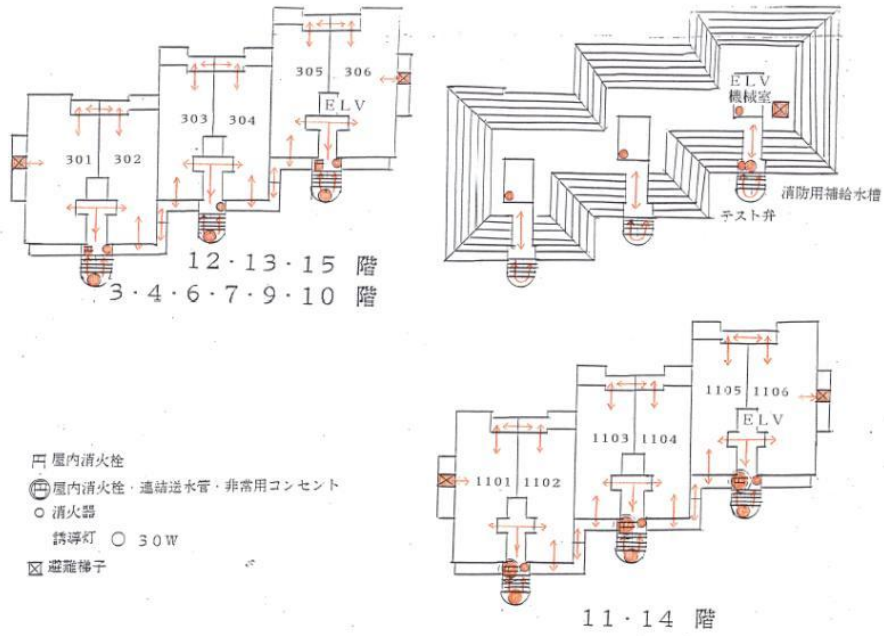
※火災時には、自室が避難路となります。避難時には、自宅の窓や入り口を閉めますが、避難の人の為に鍵をかけたことが重要です。



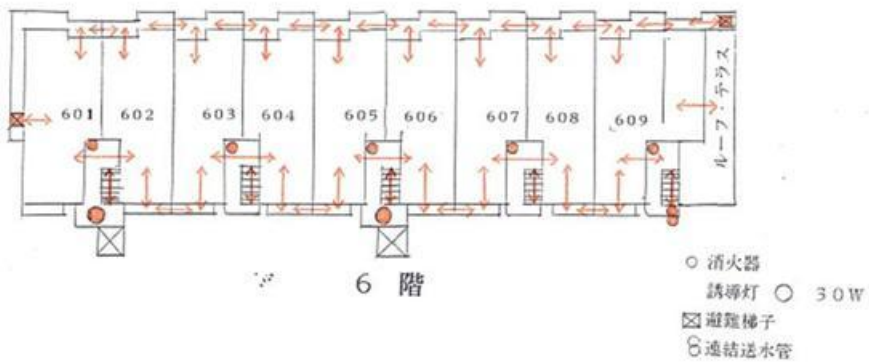
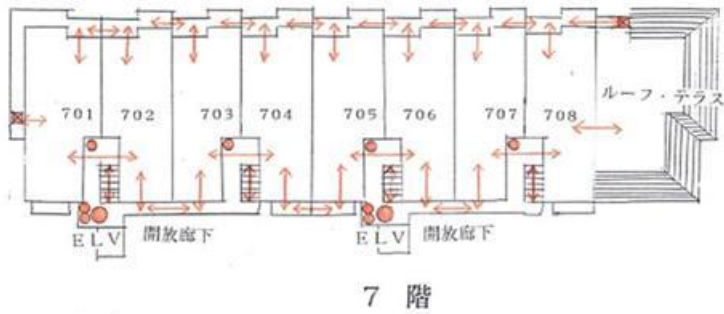
上図に示す図は、1号棟の避難例です。真ん中の階段が使えない場合、隣の階段に移動する必要があります。その避難例を示しています。

下図は、消防に提出した避難経路図の一部で、管理室に保管してあります。

別図（第10条関係） 1号棟 避難経路図



1,2,5,6号棟（1号棟の例）



3,4号棟